



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除（海岸防災課）…………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（情報基盤整備課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・11件（南部土木事務所）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部情報管理課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部情報管理課）…………… 6

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定・2件…………… 8
- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件……………12

その他

- 沖縄県市町村職員共済組合の決算の要旨の公告……………15

告 示

沖縄県告示第278号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金武	金武町字金武の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

沖縄県告示第279号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域を次のとおり解除する。

令和5年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の解除の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

金武	金武町字金武の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
----	---	---------

沖縄県告示第280号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
金武	金武町字金武のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び金武町役場において縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 テレワーク用電気通信役務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部情報基盤整備課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和5年6月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 丸岡亨 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
- 5 落札金額 38,206,839円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和5年5月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年12月22日 沖縄県指令土第814号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字照屋安平田原358番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市当山二丁目6番1-502号グランドマンション浦西 大城歩、浦添市当山二丁目6番1-502号グランドマンション浦西 大城恵美
- 5 検査済証番号 令和5年6月28日 第4885号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年7月20日 沖縄県指令南土第440号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字北波平田例原462番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数469番地ニュー・ワールド202号 赤嶺綱彦、糸満市字賀数469番地ニュー・ワールド202号 赤嶺奈奈
- 5 検査済証番号 令和5年5月30日 N第1458号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年9月6日 沖縄県指令南土第457号、令和4年6月9日 沖縄県指令南土第379号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座前原119番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数300番地の2 賀数宿舍3棟305号 中瀬文生
- 5 検査済証番号 令和5年6月2日 N第1459号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年9月27日 沖縄県指令南土第559号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原205番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市西3丁目11番51-503号タカダ西マンション 平良恵子
- 5 検査済証番号 令和5年6月6日 N第1460号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年9月22日 沖縄県指令南土第551号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄門原198番15
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原201番地7 レインボーヒルズ303号室 玉城辰樹
- 5 検査済証番号 令和5年6月6日 N第1461号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月3日 沖縄県指令南土第77号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里阿武川原235番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字本部297番地6シャトー201 島袋和樹、南風原町字本部297番地6シャトー201 島袋杏奈
- 5 検査済証番号 令和5年6月7日 N第1462号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年12月12日 沖縄県指令南土第701号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町津嘉山古島原787番4ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1293番地1サニーフラット202 濱元克哉、南風原町字津嘉山1293番地1サニーフラット202 濱元理恵子
- 5 検査済証番号 令和5年6月7日 N第1463号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月22日 沖縄県指令南土第138号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里阿武川原235番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1111番地ブルーシャトーK303 知念稔幸、南風原町字津嘉山1111番地ブルーシャトーK303 知念恵利果
- 5 検査済証番号 令和5年6月8日 N第1464号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和5年3月23日 沖縄県指令南土第200号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原62番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字嘉数721番地1SOCKIASKYI201号 大城勇武
- 5 検査済証番号 令和5年6月8日 N第1465号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年9月29日 沖縄県指令南土第568号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市宇大度平原255番65
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都江戸川区北葛西一丁目3番44号パールシャトレ301 柴山雅哉
- 5 検査済証番号 令和5年6月19日 N第1466号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年8月26日 沖縄県指令南土第496号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯太田原296番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原78番地3 casa feliz102 玉那覇翔太、八重瀬町字屋宜原78番地3 casa feliz102 玉那覇恵理子
- 5 検査済証番号 令和5年6月19日 N第1467号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年7月21日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月31日 沖縄県指令南土第350号、令和2年3月31日 沖縄県指令南土第143号（変更）、令和2年6月19日 沖縄県指令南土第294号（変更）、令和5年6月19日 沖縄県指令南土第340号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長翁長原4番10及び4番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字根差部379番地5 仲本昌司
- 5 検査済証番号 令和5年6月21日 N第1468号
- 6 工事完了年月日 令和5年6月5日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察情報共有システム機器等の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和5年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。）の賃貸又は販売に関し、直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第

1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

カ 1により調達を予定している物品等と同等又は類似する物品等の賃貸に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2472）

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和5年8月30日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和6年3月31日（日曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県警察情報共有システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年7月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察情報共有システム機器等（以下「情報共有システム機器等」という。）の賃貸借 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 入札説明書による。
 - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和5年7月21日付け沖縄県公報定期第5139号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による情報共有システム機器等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 情報共有システム機器等に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した障害対応業務体制証明書令和5年8月30日（水曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - ウ 納入しようとする情報共有システム機器等の機能等証明書を令和5年8月30日（水曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出し、当該情報共有システム機器等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
 - (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
 - (1) 時期 この公告の日から令和5年8月30日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部情報管理課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2472）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 この公告の日から令和5年9月6日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年9月7日（木曜日）午後1時30分
 - (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和5年8月4日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
 - (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、令和5年9月6日（水曜日）午後6時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和5年9月6日（水曜日）午後6時
 - イ 方法 簡易書留郵便により4(2)の場所に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和5年8月4日（金曜日）午後1時30分
 - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎1階警察資料館
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Names and quantities of the article to be leased
Lease of Infomation Sharing System for Okinawa Prefectural Police: 1 Complete Set
 - (2) Bid Opening
Date and Time: 13:30 Thursday, September 7, 2023
Place: Reference Room, 1st Floor of Okinawa Prefectural Police HQ Bldg.
 - (3) How to submit the bid document
Submit the bid document by previous day of appointed date, time and location above.
In case of submitting the bid document by postal service, the bid document must be delivered to the handling division by 18:00 of the day before of the bid opening day.
* The bid document sent by telegrams or electrical transmissions are not acceptable.
 - (4) Handling Division
Organization: Accounting Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ
Location: 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan
Phone: 098-862-0110 (Ext. 2242)

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第113号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和5年7月21日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
交通誘導警備業務	1級	10人	令和5年10月28日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和5年7月31日（月曜日）から同年8月4日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後5時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
- (2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第114号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和5年7月21日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
貴重品運搬警備業務	1級	10人	令和5年11月25日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 2級の検定に係る科目
 - ア 学科試験科目
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験科目
 - (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 4 受検資格
- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申請手続
- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和5年7月31日（月曜日）から同年8月4日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後5時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - (2) 申請に必要な書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 添付書類
 - (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
 - (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
 - (3) 提出先
 - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
 - (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 6 その他
- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
 - (2) 検定の当日は、受検票、筆記用具及び警笛（警笛については、1級の検定の受検者に限る。）を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
 - (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第118号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年7月21日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和5年10月11日（水曜日）から同月18日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和5年10月18日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】10月18日（水曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和5年10月16日（月曜日）から同月18日（水曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和5年10月18日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室
	【考査】10月18日（水曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 新規取得講習
- (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書
- イ 追加取得講習
- (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和5年8月14日（月曜日）から同月18日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後5時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課 (係)

沖縄県公安委員会告示第119号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年7月21日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
(2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和5年10月11日（水曜日）から同月17日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和5年10月17日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚教室（令和5年10月16日及び同月17日にあつては、第2教室）
	【考査】10月17日（火曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和5年10月16日（月曜日）及び同月17日（火曜日）	午前9時から午後5時まで（令和5年10月17日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第2教室
	【考査】10月17日（火曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
(2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警

- 備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和5年8月14日(月曜日)から同月18日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後5時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3032又は3033)又は沖縄県内の警察署の生活安全課(係)

そ の 他

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項の規定により、令和4年度決算の要旨を公告する。

令和5年7月21日

沖縄県市町村職員共済組合

理事長 石 嶺 傳 實

1 損益計算書の要旨

(単位:千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年 金預託金 管理	経過的長 期預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付
(収入)										
負担金	5,074,879	10,862,752	569,125	78,243			159,308	167,065		
掛金	4,722,194	6,930,905	569,081					164,615		
利息及び配当金	3				10,479	12	10	18	189,811	15,432
その他の収入	1,424,707						68,379	9,000		124
他経理から繰入							30,276			
前年度支払準備金	690,198									
計	11,911,981	17,793,657	1,138,206	78,243	10,479	12	257,973	340,698	189,811	15,556
(支出)										
給付	5,635,131									
役職員給与							110,384	26,179	20,263	6,395
旅費・事務費							21,315	6,004	3,925	131
委託費							3,292	3,430	144	
支払利息					10,479	12			111,810	10,479

連合会払込金	113,101	17,793,657	1,138,206	78,243			70,742			
前期高齢者納付金	2,125,825									
後期高齢者拠出金	1,757,565									
病床転換支援金	6									
退職者給付拠出金										
他経理へ繰入	30,276									
その他の支出	1,640,717						53,511	268,834	7,461	1,269
次年度支払準備金	835,418									
計	12,138,039	17,793,657	1,138,206	78,243	10,479	12	259,244	304,447	143,603	18,274
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△226,058	0	0	0	0	0	△1,271	36,251	46,207	△2,717

2 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過の 長期	退職等年 金預託金 管理	経過の長 期預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付
(資産)										
流動資産	1,850,206	1,087,471	72,263	548	49,269		685,373	1,293,322	3,629,896	69,860
固定資産					968,000		149,157	96,322	17,167,120	1,267,005
繰延資産										
資産合計	1,850,206	1,087,471	72,263	548	1,017,269		834,530	1,389,644	20,797,016	1,336,865
(負債)										
流動負債	453,486	1,087,471	72,263	548			10,705	162,061	19,134,849	1,136
固定負債	835,418				1,017,269		212,939	48,748	24,788	1,041,764
負債合計	1,288,904	1,087,471	72,263	548	1,017,269		223,644	210,809	19,159,637	1,042,900
(純資産)										
資本剰余金										
利益剰余金	561,301						610,886	1,178,834	1,637,379	293,964
純資産合計	561,301	0	0	0	0	0	610,886	1,178,834	1,637,379	293,964
負債・純資産合計	1,850,206	1,087,471	72,263	548	1,017,269	0	834,530	1,389,644	20,797,016	1,336,865

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の単純合計と合計欄等は一致しない場合がある。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---